

『松原市産業振興 融資ファンド』 概要

名 称	松原市産業振興 融資ファンド
融 資 対 象	松原市内に本社または事業所のある事業者
資 金 使 途	運転資金、設備資金等事業資金全般
融 資 金 額	原則として1社につき1億円以内
融 資 期 間	最長5年
融 資 形 態	証書貸付(分割返済)
適 用 金 利	個別に決定させていただきます * <u>松原市企業立地促進制度の適用を受けた事業者に対しては、別途金利優遇制度があります(下記参照)</u>
担 保 ・ 保 証 人	個別に決定させていただきます
総 枠	15億円
注 意 点	池田泉州銀行の審査がございますので、結果によってはご希望に添えない場合があります。
申込・お問い合わせ先	池田泉州銀行の各店舗

- * 松原市が制定する「松原市企業立地促進制度」の適用を受け、市内へ進出する企業や新たな投資を行う企業には、「松原市産業振興 融資ファンド」の融資金利を、さらに年0.1%を優遇いたします
- * 詳細については、池田泉州銀行の窓口までお問い合わせください。